

議案第 2 2 号

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市  
条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 9 条中「6, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第22号参考資料

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会派に対する政務活動費の額)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額<u>12,000円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(無所属議員に対する政務活動費の額)</p> <p>第9条 無所属議員に対する政務活動費の額は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額<u>12,000円</u>とする。</p>	<p>(会派に対する政務活動費の額)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額<u>6,000円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(無所属議員に対する政務活動費の額)</p> <p>第9条 無所属議員に対する政務活動費の額は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額<u>6,000円</u>とする。</p>